

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立男川小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

2 いじめ防止についての基本的な考え方

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの児童にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応などに継続的に取り組む。
- ② いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ「いじめを生まない環境づくり」を心がける。未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、問題を解決する。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導主任、いじめ・不登校対策主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。定例会を行い、いじめ事態発生時は緊急開催とする。その際は、当該学年の担任も加える。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を認め合う雰囲気づくりや、規律ある学校生活が構築できるよう学校全体で取り組む。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、活動体験を推進し、命の尊さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ③ 情報モラル教育を推進し、児童がネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 生活アンケート(学期に2回)やいじめ・不登校対策委員会を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努め、必要に応じていじめ対策委員会を随時行う。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見やいじめの通報を受けたら、「いじめ対策委員」を中心に組織的に対応する。
- ② 教職員の共通理解、保護者の協力や連携、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所などの関係機関との連携のもとで取り組む。
- ③ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、本校のいじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- ・ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価を行い、これらの結果をもとに、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

長期休業中のいじめ防止のために事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。